

---

プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 540 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 540 回企業会計基準委員会（2025 年 2 月 3 日開催）において、ステップ 6 に関して、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の定めを取入れに関して聞かれた意見への対応に関する検討及び開示の定めを取入れ方に関する検討について聞かれた意見をまとめたものである。

## 聞かれた意見

### （IFRS 第 9 号の定めを取入れに関して聞かれた意見への対応についての意見）

#### 全体的な意見

2. 全体的に事務局の分析と提案の方向性に異論はない。

#### 予想信用損失及び信用損失の定義についての意見

3. 定めを取入れイメージは、「信用損失」の定義に将来予想の要素が含まれており、「予想信用損失」はこれに基づく引当金の算定方法を示しているように読める。この点、「予想信用損失」の語感と定義とが異なる可能性があると考ええる。
4. 予想信用損失の定義において用いられている「確率加重」という用語は、発生確率の加重平均を意味していると考えられるもののあまり一般的ではないと考えられる。この点、「確率加重」の「確率」の部分と「デフォルト発生リスク」の「リスク」の部分について表現を合わせる必要があるかも含めて検討して頂きたい。

#### 予想信用損失の見積高に基づく貸倒引当金についての意見

5. オンバランス項目に対する引当金は評価性引当金であり、オフバランス項目に対する引当金は負債性引当金であることを踏まえれば、両者は区別できる用語とした方がよいため、審議事項(1)-2 第 16 項の案 1 を支持する。
6. 引当金が評価性引当金か負債性引当金かという点は、利用者の観点においても重要な差異であるため、その点を区別できる表示が望ましいと考える。

7. 「予想信用損失に基づく貸倒引当金」という用語は、予想信用損失に基づかない貸倒引当金も会計基準が想定しているという誤解を招く恐れがあるため、会計基準の本文では「貸倒引当金」を用いたうえで、結論の背景等において会計基準が示している貸倒引当金は、予想信用損失に基づくものに限られるという説明を追加する方が誤解を招かないと考える。
8. 「貸倒引当金」という用語は、ASBJの会計基準以外でも広く用いられており、国際的な会計基準を採用している企業も用いていることがあるため、用語を変更した場合の影響を鑑み、「貸倒引当金」という用語を残した方がよいと考える。なお、財務諸表の表示における科目名は「予想信用損失引当金」で問題ないとするものの、「信用損失引当金」とすることも考えられる。一方、会計基準においては、文案を書きやすくする観点から、例えば「予想信用損失に係る引当金」等のより一般的な記載とすることが考えられる。
9. IFRS 第9号の原文においては「予想」に対応する単語が付されていると考えられるため、「予想信用損失引当金」の「予想」を付してよいと考える。
10. 財務諸表の表示において用いる科目名と会計基準において用いる科目名については、理解しやすい記載であれば問題ないとする。
11. 審議事項(1)-2 第16項の案1に違和感はないものの、国際的な会計基準を用いる企業との比較可能性の観点から、表示上、詳細な分類を行うことは避けて頂きたい。

#### デフォルト・リスクについての意見

12. 仮に「デフォルト・リスク」を「デフォルト確率」とした場合、すべての企業に Probability of default (PD) を計算することを求めるような誤解を与える懸念があるという事務局の分析について、用語は原則的な方法を示すものである一方、実務は用語の定義から少し離れた方法によって行われることもあると考える。このため、「確率」という用語を用いるのは必ずしも適切でないとする事務局の分析に同意しない。

#### 営業債権（受取手形、売掛金以外の営業債権の取扱い）についての意見

13. 予想信用損失の適用範囲が特定しやすくなり、会計基準も読みやすくなることから、債権、金融保証契約及びローン・コミットメントを総称して「債権等」と定義する事務局提案に同意する。
14. 減損の定めの対象については議論が継続しているものの、将来の分類及び測定に関する議論の時点まで持ち越される論点は残ると考えられる。この点、IFRS 第9号の SPPI 要件を満た

す金融商品等の将来的に減損の定めの対象となる可能性があるものについても「債権等」という用語を用いて違和感ないか評価する必要があると考える。

**(開示の定めを取入れ方についての意見)****全体的な意見**

15. IFRS 第7号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第7号」という。）の開示要求を再構成して取り入れる事務局の分析及び提案に同意する。
16. 審議事項(1)-5 及び過去の審議資料の内容を基として、開示の有用性及び必要性について結論の背景に記載して頂きたい。
17. 重要性が乏しいものは開示を省略できることの記載は不要とも考えられるものの、重要性があるものを必ず開示するということを含意しているのであれば記載してもよいと考える。

**IFRS 第7号第35H項から第35I項及びB8D項からB8E項の定めを取入れイメージについての意見**

18. 予想信用損失の「分解情報」という表現を見直さないとする事務局の分析及び提案に同意する。
19. X3 項(3)の「予想信用損失に関する情報」について、開示すべき具体的な内容が分かりにくいと考える。この点、IFRS 第7号 B8D 項の severity という用語を取り入れたとしても依然として分かりにくいと考えられるため、何を記載するのかのイメージがつく記載を検討して頂きたい。

**時価開示適用指針の見直しについての意見**

20. 新たに開発する適用指針における信用リスクに関する開示の範囲は、減損の定めの対象となっている金融商品の信用リスクに限定されるのか確認したい。

以 上